

利益等の概念整理に関する論点整理表

資料 3

○ 第 4 回及び第 5 回の共同ワーキング・チームにおける構成員の議論や意見を踏まえ、議論の立場ごとに、その概要と利点や課題について以下のとおり整理した。

議論の立場 検討事項	【現行整理】 ① 損益計算書のボトムラインが通則法第 44 条の利益処分の対象とする整理	【折衷案】 ② 通則法第 44 条の利益処分の対象となる利益とフルコストが、損益計算書で表示されるよう配慮する整理	【企業会計を意識】 ③ 損益計算書の費用はフルコストを表すべきとすることで、ボトムラインが赤字であっても問題ないとする整理
利益	<p>【利点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 通則法第 44 条の利益処分の対象となる利益が損益計算書上表れるという点で、独立行政法人制度と整合的。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 損益計算書にフルコストが表れない（他の会計基準に準じて作成された財務諸表との比較が困難との指摘がある。）。 ○ この場合の「利益」の性格は、財源構造の違いに関わらず、財務面の経営努力を表す指標になると整理してよいのではないか。 	<p>【利点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 通則法第 44 条の利益処分の対象となる利益が損益計算書上表れるという点で、独立行政法人制度と整合的。 ○ 損益計算書にフルコストも開示できることから利用者にとってわかりやすい。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「損益均衡」は損益計算書の何らかの段階損益の区分（利益処分対象となる区分＝従来から表示されている区分）にて維持されていけばよいか検討が必要となる。 ○ 損益外費用等を損益計算書に取り込むため、損益外費用等の名称変更が必要となる。 ○ 新たな段階損益区分を設ける場合は、どのような名称がふさわしいか（そもそも「利益」という用語を使うことが適切なのか）、検討が必要となる。 	<p>【利点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 損益計算書にフルコストが開示できることから利用者にとってわかりやすい。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 損益計算書のボトムラインが「利益処分の対象となる利益」にならないため別途、計算書を作成する必要がある。 ○ 独立行政法人の運営に責めを帰すべきではない費用が利益計算に含まれることが想定されるため、「利益」の性格については改めて整理が必要になる。

議論の立場 検討事項	【現行整理】 ① 損益計算書のボトムラインが通則法第44条の利益処分の対象とする整理	【折衷案】 ② 通則法第44条の利益処分の対象となる利益とフルコストが、損益計算書で表示されるよう配慮する整理	【企業会計を意識】 ③ 損益計算書の費用はフルコストを表すべきとすることで、ボトムラインが赤字であっても問題ないとする整理
収益	○ 特段の議論なし。		
費用	○ 損益計算書の費用に含めない、「損益外費用」の概念を用いる必要がある。	○ 利益処分の対象となる利益の計算に含める費用と、それ以外の費用（損益外費用）に分ける必要がある。	○ 特段の議論なし。
フルコストに、国における資本調達コストを含めるか	○ 立場に結論は影響しない。	○ 国における資本調達コストは、独立行政法人において実際に発生したコストではないことから、損益計算書上のフルコストに含めることはできない。 ○ 国における資本調達コストを含めたフルコストを開示するのであれば、損益計算書以外の書類で開示することになる（別の財務書類か注記）。	
資産	○ 特段の議論なし。		
負債	○ 簿外の引当金の取扱いを除き、特段の議論なし。		
純資産 (財産的基礎)	○ 財産的基礎の論点と、上記3つの立場は関連しない。		